

都市計画の案に関する公聴会

開催日：平成26年7月10日

場所：小笠原村役場

【議長（都市計画課長）】 それでは定刻となりましたので、これより都市計画法第16条第1項及び東京都都市計画公聴会規則に基づく、都市計画の案に関する公聴会を開催いたします。

私は、本日議長を務めます東京都都市整備局・都市計画課長の新井と申します。よろしくお願ひいたします。

公述を始めていただく前に、本日の公聴会の趣旨及び運営につきまして簡単に御説明いたします。

現在、東京都では「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の都市計画変更手続を進めております。この手続の一環として、本年5月16日より30日までの2週間、当方針の原案を都民の皆様の縦覧に供しましたところ、その際あわせまして公述人の募集をいたしましたところ、延べ16名の方より公述の申出がございました。

公聴会は、今回を含め計5回開催いたしますが、本日は1名の方に公述していただくこととなっております。

これからお聞きする公聴会の公述内容につきましては、最終的に作成する都市計画の案の参考意見とさせていただきます、都市計画の案ができましたら、都市計画法第17条に基づく縦覧手続をとり、再度皆様に都市計画案をお示しすることとなっております。

次に、本日の公聴会の運営について申し上げます。

まず、当公聴会は、公述人の方の御意見をお聞きする場として設けたものでございます。したがって、この場では御意見に対する見解を述べたり、質疑を行うといったことはいたしません。また、後日、本日の公聴会の議事録、御意見の趣旨とこれに対する東京都の見解を文書にまとめ公表いたしますので、あらかじめ御了承願ひます。

それでは、本日公述意見をお聞きする職員を御紹介いたします。

東京都都市整備局都市政策部・広域調整課の武田政策調整担当課長でございます。

【公聴人（政策調整担当課長）】 武田でございます。よろしくお願ひいたします。

【議長】 続きまして、公述人の方に申し上げます。公述にあたっては、まず御自分の氏名を述べていただいた後、公述を始めてください。また、公述時間につきましては、10分以内となっております。制限時間となりましたらチャイムを鳴らしますので、時間をお守りになって公述をしていただけるようお願ひいたします。

なお、公述は公述申出の際に御提出いただいた公述要旨に即し、かつ東京都都市計画公聴会規則第7条第2項の規定により、今回の都市計画の原案に関する範囲内で御発言をお

願いたします。

最後に、傍聴人の方に申し上げます。受付にて傍聴にあたっての注意事項を配付いたしましたが、これまで申し上げました公聴会の趣旨等を御理解の上、円滑な会の運営に御協力を願いたします。

それでは、公述を始めていただきます。

まず、お名前を言っていただいてから始めてください。

公述整理番号 第 16 号

公述者氏名

【公述人】 私は、現在小笠原村父島において、専業農業を営んでいると申します。よろしくお願ひします。

当地域において農業委員を務め、父島若手農業者の会、「みのり会」の会長でもあります。

では、公述を始めます。

5、都市の低炭素化に関する主要な都市計画方針、その（2）、環境負荷の少ない都市の形成に関する方針について申し述べます。

有機有用資源の再資源化について、農業者と連携して、農業への活用を提言いたします。

小笠原は、東京と1,000キロメートル離れているにもかかわらず、東京都内であるとして、23区と同じ方針を職員が固持することがあります。さらに、東京都小笠原支庁の職員は、ほとんどが2年の任期で派遣されるため、小笠原の気候、地理的条件を理解、考慮することが困難なまま任期が終了してしまいます。

次に、赴任する職員も旧職員から2、3日の引継ぎ期間しかないので、情報漏れが多く、業務の連続性が不十分です。2年ごとに新しい職員にこちらの提言を繰り返しますが、理解してもらえない頃には転勤になってしまいます。伐採樹木、刈り草や落ち葉、食物残さ、期限切れの非常食料などの島内有効利用は遅々として進んでおりません。これらのごみは、農業者との連携によって、有用資源として利用でき、都の予算削減にも結びつきます。年間を通して温暖な亜熱帯は、有機物の分解も早く、規模の小さな小笠原の村は、有機ごみの処理について、先進的取組ができると思います。長期的な視点に立った総合的、連続性のある政策の構築をよろしくお願ひします。

私の例として、東京都小笠原支庁は、期限切れのアルファ米を現在東京に郵便で発送し、処理業者に経費をかけて処分しております。これを島内の養鶏農家に無料で処分を依頼すれば、これらの税金、費用を節約できると提言したところ、書類手続が煩雑であると断られました。

次に移ります。

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針、その（2）優良な農地の保

全。

現在使用されていない都管理の優良農地の活用を提言いたします。小笠原返還当時は多大な資金が投入され、戦前に農地であった土地を整備しました。しかし、整備された土地も多くは農業者が帰還しないまま、再びジャングルに戻っております。また、東京都の農業試験場として整備された農地も、現在荒れ果てたままであったり、使用されていない状態が多く見られます。都の指導で返還後整備された農地の所在、所有者の情報の公開を要求いたします。

昨年、この情報を支庁に求めたところ、個人情報だとして公開を断られました。しかし、100%税金補助事業なのに、整備後の使用指導、監督をせずにジャングル化を放置したのは税金の無駄であると思います。

さらに、東京都管理の試験場、農場の有効利用として、新規就農者への長期貸出し、研用地化を検討お願いいたします。小笠原は日本で唯一、国会で農地法の停止が決議されているため、農地の売買が誰でもできる状態が45年間続いております。他の地域と比べると農地の価格が10倍から100倍もするので、新規就農者の購入できる価格ではありません。このままでは優良農地が無計画に転用される状態が加速されると思われます。農業振興には農業者のさらなる育成が必要であり、それが優良な農地の保全につながると確信いたします。

次に移ります。

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針、土地利用の方針。

新たな土木工事は自然保護を優先することを提案いたします。現在、私が営農している北袋沢において、新たなトンネル掘削工事が予定されております。せっかく世界自然遺産に指定されたのに、貴重な生態系を壊滅させる土木工事が住民、観光客の利便性優先をお題目に強行されます。

歩道がないので不便なので、広い道を構築する。20メートルの崖が崩れると危険なので、70メートルの崖にトンネルを掘削する。世界自然遺産指定は貴重な生態系を住民が少々不便でも守っていこうという意味もあると思います。このすばらしい小笠原に住んで生活を営んでいるということを誇りにしたいと私は思います。

私の農園の中を流れている小川は、小笠原諸島最後の最大中流域です。他の同様な河川は過去の土木整備事業で固有種が絶滅、激減してしまいました。さらに、トンネル工事が行われると、この河川の生物が壊滅いたします。ほかの地域においても、観光客、村民の

娯楽に不便であるとして、公園地域の海、河川、道路を大規模に工事する計画があります。現在は、正反対で、工事終了箇所を元の自然状態に戻すのが最近の世界の自然保護事業との話も出ております。例えば、川の護岸を取り払い、蛇行させる。コンクリート護岸を自然護岸に戻すなどです。

小笠原の小港海岸においては、大規模な護岸工事が計画されていると聞きます。かつては砂浜の真ん中を川が蛇行し、横切っていたのを観光客が利用しにくいとのことで蛇行化を恒久的に阻止し、広い平らな砂浜を確保するためだと聞きました。これらの工事の中止、見直しを要求いたします。

以上で私の公述を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

【議 長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の公述は終了いたしました。

公述人におかれましては、貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。また、傍聴人の皆様も御清聴ありがとうございました。

それでは、公聴会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。